

【令和2年5月22日掲載】

特定警戒都道府県に所在する刑事施設における面会の取扱いについて

特定警戒都道府県に所在する以下の刑事施設においては、新型コロナウイルス感染防止のため、弁護士又は弁護士となろうとする者以外の方との面会を原則として実施しません。施設への来訪をお控えください。

期間：令和2年5月31日まで（予定）

【対象施設】

北海道

札幌刑務所，札幌刑務支所，札幌拘置支所（札幌市）
旭川刑務所（旭川市）
帯広刑務所（帯広市）
網走刑務所（網走市）
月形刑務所，岩見沢拘置支所（樺戸郡月形町）
函館少年刑務所（函館市）
室蘭拘置支所（室蘭市）
名寄拘置支所（名寄市）
釧路刑務支所（釧路市）

東京都

府中刑務所（府中市）
東日本成人矯正医療センター（昭島市）
東京拘置所（葛飾区）
立川拘置所（立川市）

埼玉県

川越少年刑務所（川越市）
さいたま拘置支所（さいたま市）
熊谷拘置支所（熊谷市）

千葉県

千葉刑務所（千葉市）
市原刑務所（市原市）
松戸拘置支所（松戸市）

木更津拘置支所（木更津市）
八日市場拘置支所（匝瑳市）

神奈川県

横浜刑務所，横浜拘置支所（横浜市）
横須賀刑務支所（横須賀市）
小田原拘置支所（小田原市）
相模原拘置支所（相模原市）